

農産物・砂糖受渡条件調整実施要領

農産物・砂糖受渡条件調整実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、農産物・砂糖受渡細則（以下「細則」という。）第56条に規定する受渡条件調整による受渡し（以下「受渡条件調整」という。）に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第1条の2 受渡条件調整は、受渡しを行う取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下第3条、第4条、第11条、第13条、第14条、第20条及び第21条において同じ。）が、当月限納会後に、受渡条件について協議し合意が得られた場合、その旨を当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

(利用可能対象者)

第2条 受渡条件調整は、次の各号の一に該当する者に限り行うことができるものとする。

- (1) 取引参加者
- (2) 当業者

第2章 一般大豆

(申出期間及び方法等)

第3条 受渡条件調整の申出期間及び方法等は、次のとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、細則第56条第2項に規定する期間内までに、渡方及び受方が連署した当社が定める通知書並びに合意書を当社に差し出さなければならない。
- (2) 申出を行った取引参加者は、前号に規定する通知書を当社に提出した場合には、第11条の規定に基づき受渡しを行うものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、通知内容どおりの受渡しが困難となったときは、通知書に記載された受渡日の前営業日午後3時30分までに渡方及び受方の連署をもって当該合意内容の変更を当社に届け出、当社の承認を得るものとする。

(申出の取消)

第4条 受渡条件調整の申出を行った取引参加者は、その申出を取り消すことができない。

(受渡供用品)

第5条 受渡供用品は、細則第2条及び細則第3条の規定にかかわらず、大豆であって、受渡当事者間で合意したものとする。

(受渡場所)

第6条 受渡場所は、日本国内における受渡当事者間で合意した場所とする。

(受渡値段及び受渡代金)

第7条 受渡値段及び受渡代金の算出は、次のとおりとする。

- (1) 受渡品が細則第2条及び細則第3条に定める受渡供用品である場合、当社は、当月限納会日における当月限の帳入値段を受渡値段とし、その受渡値段に標準品との格差を加減して得た金額に受渡単位数量を乗じて得た金額を受渡代金とする。
- (2) 細則第2条及び細則第3条に定める受渡供用品以外的大豆を受渡しする場合、受渡値段について受渡当事者の合意があるときは、当社は、当該合意した値段を受渡値段として受渡単位数量を乗じて得た金額を受渡代金とする。ただし、受渡値段について受渡当事者の合意がないときの受渡値段は、当月限納会日における当月限の帳入値段とする。

(受渡品の数量)

第8条 受渡品の数量については、第3条第1号に定める通知書に記載されている数値に基づくものとする。

(受渡品の数量と受渡枚数の関係)

第9条 受渡品の数量に対する受渡玉の換算については、業務規程第17条において規定する受渡単位に換算させた枚数とする。ただし、受渡品の数量を受渡単位に換算させる場合において、最小受渡単位に比し50%を超える端数数量が生じたときは、第3条第1号に定める通知書に記載される受渡枚数の範囲内において当該端数数量を最小受渡単位とみなして換算することができるものとする。

(受渡日時)

第10条 受渡日時は、業務規程第50条において規定する日時とする。

(受渡方法)

第11条 受渡条件調整による受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 当社は、第3条第1号に規定する通知書を受理したのち、受渡日の前営業日の正午までに当該取引参加者に対して、受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算し

た額を「受渡代金等」という。)を通知する。

- (2) 渡方は、受渡日の正午までに、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券（当社指定倉庫業者以外のもも含む。）又は当社の確認できる受渡書類を当社に差し出し、受渡代金等の支払いを受ける。
- (3) 受方は、受渡日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに倉荷証券又は当社の確認できる受渡書類の引渡しを受ける。

（故障の申立）

第12条 受方は、受渡条件調整により受渡しされた受渡品について、故障の申立てをすることができない。

第3章 粗糖

（申出期間及び方法等）

第13条 受渡条件調整の申出期間及び方法等は、次のとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、細則第56条第3項に規定する期間内までに、渡方及び受方が連署した当社が定める通知書及び合意書を当社に差し出さなければならない。
- (2) 申出を行った取引参加者は、前号に規定する通知書を当社に提出した場合には、第20条の規定に基づき受渡しを行うものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、通知内容どおりの受渡しが困難となったときは、通知書に記載された受渡日の前営業日午後3時30分までに渡方及び受方の連署をもって当該合意内容の変更を当社に届け出、当社の承認を得るものとする。

（申出の取消）

第14条 受渡条件調整の申出を行った取引参加者は、その申出を取り消すことができない。

（受渡供用品）

第15条 受渡供用品は、細則第40条及び細則第41条の規定にかかわらず、外国産甘蔗分蜜粗糖であって、受渡当事者間で合意したものとする。

- 2 受渡供用品は、当月限納会日の属する月の翌月1日から当月限納会日の属する月の翌々月末日までの間に産地から日本の各港の一に入港した積来本船に積載されているものでなければならない。

（荷受渡しの場所）

第16条 荷受渡港（埠頭）は、日本国内における受渡当事者間で合意した港（埠頭）とする。

(受渡品の数量)

第17条 受渡品の数量については、第13条第1号に定める通知書に記載されている数値に基づくものとする。

(受渡品の数量と受渡枚数の関係)

第18条 受渡品の数量に対する受渡玉の換算については、業務規程第17条において規定する受渡単位に換算させた枚数とする。ただし、受渡品の数量を受渡単位に換算させる場合において、最小受渡単位に比し50%を超える端数数量が生じたときは、第13条第1号に定める通知書に記載される受渡枚数の範囲内において当該端数数量を最小受渡単位とみなして換算することができるものとする。

(受渡日時)

第19条 受渡日時は、当月限納会日の属する月の翌月15日(当日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。)から翌々月末日までの間で受渡当事者が合意した日の正午までとする。

(受渡方法)

第20条 受渡条件調整による受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 当社は、第13条第1号に規定する通知書を受理したのち、受渡日の前営業日の正午までに当該取引参加者に対して、受渡代金を通知する。
- (2) 渡方は、受渡日の正午までに、受渡しに提供する受渡品について、細則第44条第4号に規定する受渡書類にあっては当社又は受方若しくは受方が指定する通関業者等に差し出し、当社の確認できる受渡書類にあっては当社に差し出すものとし、受方が荷卸完了通知書を当社に差し出した日の翌営業日の正午までに受渡代金の支払いを受ける。
- (3) 受方は、受渡日の正午までに、受渡代金を当社に差し出し、これと引換えに受方又は受方が指定する通関業者等は細則第44条第4号に規定する受渡書類若しくは当社の確認できる受渡書類の引渡しを受ける。

第4章 雑則

(法定帳簿の記載方法)

第21条 受渡条件調整を行った取引参加者は、法定帳簿上、受渡条件調整により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(その他)

第22条 本要領に定めのない事項については、農産物・砂糖受渡細則に定めるところによる。

(規則の改正)

第23条 本要領は、受渡しの実状を勘案して、適宜必要に応じて所要の改正を行うものとし、その改正は既存限月にも適用することができるものとする。

(改廃)

第24条 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成25年2月12日に施行する。

附則

第1条の2（定義）の新設規定並びに第2条（利用可能対象者）及び第3条（申出期間及び方法等）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第1条の2（定義）、第2条（利用可能対象者）、第3条（申出期間及び方法等）、第4条（申出の取消）、第11条（受渡方法）、第13条（申出期間及び方法等）、第14条（申出の取消）、第20条（受渡方法）及び第21条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。